

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ギニア人権報告書 2019 年版

概要

ギニアは、数十年に及ぶ権威主義体制から民主主義体制へと移行して間もない立憲民主共和国である。2015 年に、アルファ・コンデ（Alpha Conde）大統領が 58% の得票率で再選を果たした。この選挙は、概ね自由且つ公正であったとみなされた。2018 年末に予定されていた 2013 年以來の議会選挙は、無期限に延期されている。当初は 2010 年に予定されていた地方議会選挙は、2018 年 2 月に実施された。不正の申し立てもあったが、この選挙は概ね自由且つ公正であったとみなされた。選挙結果が公表されると国内全土で抗議運動が勃発し、野党は、与党のギニア人民連合（Guinean People's Assembly）が不正投票を企てたと主張した。

国防省（Ministry of Defense）が憲兵隊を監督し、治安省（Ministry of Security）が国家警察（National Police）を監督している。憲兵隊と国家警察が国内の治安に対する責任を分担しているが、警察官や軍当局者を逮捕できるのは憲兵隊だけである。軍は対外安全保障に対して責任を負っているが、国内の治安に対しても一定の責任を負っている。文官当局が、治安部隊に対する実質的な統制権を保持していた。

注目すべき人権問題としては、自供を引き出すための政府治安部隊による拷問疑惑、政府の治安要員による恣意的逮捕や過度な実行使、司法部の独立性に関する重大な問題、表現や報道の自由に対する制約、平和的集会の権利や結社の自由に対する著しい妨害、政府の全てのレベルにおける汚職の蔓延、めったに起訴につながらない女性や女児に対する強姦や暴力の横行、同性愛行為の犯罪化及び強制児童労働を含めた強制労働があった。

政府当局による処罰免除も依然として問題となっていた。政府は、当年を含めて過去数年間にわたり、人権侵害を犯した公務員に対して起訴や処罰の措置をほとんど講じていなかった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府職員が恣意的又は非合法的な殺人を行っているという、確たる裏付けのな

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

い報告があった。

2019 年 10 月から 11 月にかけて、一連の反政府抗議活動の最中に負った銃撃による傷が原因で 20 人が死亡した。野党や市民社会団体のメンバーは、被害者が死亡したのは法執行機関による過度な実力行使のせいだと主張した。政府はそれらの死亡事件に対する捜査を正式に認可したが、2019 年 11 月末の時点でそうした捜査はまだ開始されていなかった。

2019 年 5 月には治安部隊が、中部ギニア（Middle Guinea）のラベ（Labe）での学生デモの最中に過度な力を行使したとして告発された。この出来事により、アマドゥ・ボウカリオウ・バルデ（Amadou Boukariou Balde）という 21 歳の学生が死亡した。当局は捜査の開始を発表したが、一般市民には何の情報も公表されていなかった。

2016 年の反政府抗議活動の最中にティエルノ・ハミドゥ・ディアロ（Thierno Hamidou Diallo）を殺害したとして起訴され、2017 年に審理が開始されたカリ・ディアロ（Kaly Diallo）警部に対して、2019 年 2 月に有罪判決が下された。カリ・ディアロ警部には懲役 10 年の刑が科され、また主要な反体制派の野党共和党（Republican Opposition）に代表される原告への損害賠償として、5,000 万ギニア・フラン（GNF）（約 5,434 ドル）の支払いが命じられた。ディアロ警部は、自らにかけられた容疑を否認したが、警察がいくつかの法執行活動の最中に殺傷能力のある武器を使用したことは認めて、当局の公式説明を否定した。

2009 年に発生した前軍事政権下での国家治安部隊による大量殺戮を含めて、過去に発生した国家的主体による人権侵害に対する処罰免除は根強く存続していた。少なくとも 150 人の反政府デモ参加者が殺害されて、100 人を超える女性や女兒が強姦された。司法部は 13 人に対する起訴手続きを確認したが、政府はそれらの被告人に対する審理の開始に向けたスケジュールを一切公表していなかった。大量殺戮の首謀者とされている者たちのうち、クロード・ピヴィ（Claude Pivi）大佐とムサ・ティエグボロ・カマラ（Moussa Tiegboro Camara）大佐の 2 人は、依然として政府高官の地位にとどまっていた。司法審査の末に起訴を取り下げられた容疑者のマスリン・バンゴウラ（Mathurin Bangoura）将官は、依然としてコナクリ（Conakry）州知事の職にとどまっていた。

2009 年の大量殺戮で起訴された被疑者の審理を計画的に進めるために 2018 年 6 月に創設された運営委員会は、引き続きその職務を遂行していた。しかし委員会が開催されたのは年間 5 回に満たなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2019年6月25日に最高裁判所は、大量殺戮に対する罪を人道に対する犯罪に指定し直すための上訴を棄却して、当該起訴事案における罪は通常犯罪としてとどまるという裁定を下した。さらに最高裁判所は、コナクリ州知事を務めるマスリン・バンゴウラ将官と、フォレカリア (Forecariah) 県のカレア (Kaleah) 陸軍野営地の指揮官を務めるビアンベニュ・ラマー (Bienvenu Lamah) 司令官の2人に対する告訴も棄却した。審理に対する法的障害は何も残っていなかったが、政府は公判期日を公表していなかった。

b. 失踪

政府当局による又はその代行者による失踪の報告はなかった。

c. 拷問及び他の残虐，非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は処罰

憲法及び法律では、拷問及び他の残虐，非人道若しくは品位を傷つける処遇又は刑罰を禁じているが、人権監視団体の申し立てによれば、政府職員は依然として、処罰を受けることなくそうした慣行を続けているということであった。2016年に公布された刑法により、拷問に関する国内法が関連する国際協定と整合したものになっている。

2019年2月に、犯罪防止班班長のサリフ・ウォルト・スーマオロ (Salifou Walto Soumaoro) 司令官が、2016年の犯罪容疑者に対する拷問行為に対して、6年の懲役刑と1,000万GNF (約1,087ドル) の罰金刑を言い渡された。何人かの警察官及び憲兵隊員が逮捕されて、一時的に停職処分を受けた。被害者の弁護人は、起訴されたのはたった1人だったことを非難した。

政府の収容施設では、被収容者に対する虐待が続けられていた。「司法警察官」に任命されている治安当局者が、自白を強要するために被収容者を虐待していた。人権活動家は、最もひどい虐待は逮捕時若しくは収容施設で行われていると強調した。人権組織は、不服申し立てがしばしば虐待の証拠を提示しているにもかかわらず、刑務所長はそうした不服申し立てについて調査をしていないと明言した。またそうした非政府組織 (NGO) は、看守は子どもも含めて被収容者を虐待しており、また一部の女性には処遇改善の見返りに性的関係を強要しているとも主張した。

2012年に、2つの市民社会NGOが、2010年にハムダライ (Hamdallaye) 憲兵隊施設で行われた恣意的勾留及び拷問に関して、16人の被害者に代わって不服申し立てを行った。2018年4月に開始された審理はまだ続けられていた。被告人の中には、特筆すべき人物として、軍の元参謀総長と前コナクリ州知事が含まれていた。被告人全員が、2010

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

年に 17 人を逮捕して拷問した罪で告発されていた。

2019 年 7 月に行われた年次総会の中で、独立国家人権機関（Independent National Institution for Human Rights : INIDH）は、拷問の申し立てが続いていることについて懸念を表明し、治安部隊にあらゆる形態の拷問を終わらせるよう求めた。

刑務所及び収容施設の状況

司法省（Ministry of Justice）の監督下にある民間の刑務所では、依然として資源不足が深刻な状況が続いていた。虐待、劣悪な衛生設備、栄養不良、病気及び治療不足が、刑務所制度全体に蔓延していた。申し立てによれば、憲兵隊及び警察の収容施設では状況がさらに悪いということであった。

物理的状況：過密状態が依然として問題となっていた。政府資金による更生プログラムは資金不足且つ非効果的で、そのために一部の NGO がその穴埋めに努めざるを得ない状況になっていた。

当局は、未成年者を刑務所や収容施設の別の区画に収容していた。そこでは、建物の金属屋根の下にある上段の寝台は暑すぎるため、未成年者は鉄製の寝台にマットレスを敷かず眠ったり、或いは床の上で眠ったりしていた。刑務官は、公判前の被収容者と既決囚とを分けていなかった。政府が、司法制度における公判前被収容者の居所を追跡するのに苦労しているという報告があった。

刑務所では、医療従事者や医薬品の不足と栄養不良や脱水症が重なって、時として感染症や疾病が命に関わるほど重症化することがあった。また脚気の症例が記録されており、収監者の死亡について調査が行われることはほとんどなかった。31 箇所の収容施設のうち、常勤の医師及び医療スタッフが配備されているのは 2 箇所しかなかった。それらの施設では、医療専門家に十分な医薬品や資源が供給されていないとの報告があった。

コナクリ中央刑務所（Conakry Central Prison : CCP）を含め、収容施設では病室が過密状態にあるという報告が多く見られた。収監者は、医薬品を入手するのに家族、慈善団体又は NGO に頼らなければならなかったが、面会者はしばしば、収監者に医薬品を届けるために賄賂を支払わなければならなかった。2019 年 5 月には、中部ギニアのラベにある収容施設において、3 人の収監者が下痢で死亡した。キンディア（Kindia）では、抗レトロウイルス治療の提供が中断されたことが原因で、収監者の間で慢性疾患が発生し、それによって 2019 年 8 月に 1 人が死亡した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

管理不行き届き、放置及び資源不足が常態化していた。報告によればトイレは機能しておらず、また収監者はしばしばトイレ用のスペースで寝食も行っていた。飲料水もシャワー用の水も十分に利用できない状態であった。多くの刑務所は元倉庫で、風通しが悪い上に、空調設備やその他の冷却設備用の電気がほとんど利用できなかった。

NGO はもとより INIDH から、刑務所制度全体にわたって栄養不良が蔓延しているとの報告があった。CCP では当局から食糧が供給されていたが、ほとんどの刑務所長は、被収容者への食糧の供給を慈善団体や NGO に依存していた。CCP は 2011 年に、全ての被収容者に対して 1 日 2 食の食事提供を始めると断言したが、NGO の報告によれば、コナクリはもとよりその他の刑務所でも収監者には 1 日 1 食しか与えられておらず、多くは自分の家族やその他の外部提供者から差し入れられる食糧に頼っているとのことであった。収監者に食糧を差し入れる際には看守から賄賂を要求されることが多く、また賄賂を払っても結局は彼らに食糧を没収されてしまうこともたびたびあった。

2018 年 5 月に、保健省（Ministry of Health）及び司法省は、国家公衆衛生制度の一環として国家刑務所保健戦略を策定することに合意した。しかしながら、被収容者には医療がなかなか利用できないという問題は依然として残っていた。さらに、刑務所には医療用品がほとんどなく、そのことが場合によって政府の治療提供能力に影響を及ぼしていた。

ギニアの国連人権高等弁務官事務所（The UN Office of the High Commissioner for Human Rights）及び NGO の指摘によれば、裁判所の手続きを待つ間の最大 2 日間に限って被収容者を留置することを目的とした、憲兵隊の収容施設の状況は刑務所よりもはるかに劣悪であるとのことであった。そうした「一時的な」留置は、数日間から数カ月間にまで及ぶ場合があり、また施設には食事や治療を提供するための確立された体制が整備されていなかった。刑務所の場合と同様に、憲兵隊の収容施設もじめじめしていて不衛生であった。

民間刑務所は司法省の管理下にあったが、申し立てによれば、一部の収容施設では収監者が監房の割り振りを管理していて、経済力のある収監者により良い環境を与えているということであった。さらに、収容施設の刑務所管理者からの報告によれば、彼らは、司法省からの指示と完全に対立する、自分の上官からの指令を受け入れているということであった。看守が裁判所の釈放命令を無視して、賄賂を払うまで収監者を留置し続けているという噂が根強く残っていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

運営：刑務所当局は、虐待や刑務所の非人間的な状況の信頼できる申し立てについて調査していなかった。収監者及び被収容者は、不服申し立てを行う権利を保有しているが、看守から報復を受ける可能性を恐れて、実際にそれを行うことはめったになかった。また収監者が不服申し立てを行うためには弁護士を利用しなければならないが、弁護士は不足していて費用も高額であった。現地 NGO の全ての人に平等の権利 (Equal Rights for All : MDT) によれば、CCP 以外の刑務所では宗教的慣行が制限されているとのことであった。

独立的監視：政府は、困窮している人々に医療や食糧を提供している現地の人道支援組織及び宗教団体に、刑務所の視察を許可した。MDT や難民・避難民・被収容者支援協会 (Association for the Support of Refugees, Displaced Persons, and Detainees) といった現地 NGO は、定期的且つ自由に CCP に立ち入ることができるようになった。赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross : ICRC) は、刑務所の状況の継続的改善を支持するための一連の会合を行っていた。

INIDH は、2018 年 9 月と 2019 年 3 月の二度にわたって監視報告書を公表し、その中で刑務所の過密状態と被収容者の栄養不良を強調した。

国防省の監督下にある軍刑務所の状況は、政府が刑務所擁護団体及び国際機関との接触を拒否したため、検証できなかった。軍当局は、軍刑務所には民間人を収容していないと主張していたが、これまでの事例はこの主張と相反するものであった。複数の報告によると、カサ (Kassa) 島の陸軍野営地には依然として刑務所が存在していることが示唆されていたが、当局は独立的監視を許可することを拒んだ。

国連によれば、2017 年のギニアの警察平和維持部隊員を相手取った性的搾取及び虐待の申し立ては係属中であった。治安省からは、当人は懲罰に付されたとの報告があった。この事案は、コンゴ民主共和国国連組織安定化ミッション (UN Organization Stabilization Mission) において配備された警察官が関与した、性的搾取 (取引上の性交渉) を申し立てるものである。国連からの資金供給は一時停止され、国連とギニア政府による調査が続けられていた。

改善：2017 年に開始された、EU 出資プログラムを通じた 9 箇所の刑務所の更生プログラムが、当年中に完了した。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

憲法及び法律では恣意的な逮捕及び勾留を禁じているが、政府は必ずしもこの禁止条項を遵守しているわけではなかった。

法律では、誰もが自らの逮捕又は勾留の合法性に異議を申し立てる権利を保有していると規定しているが、遭遇し得る困難や報復への恐れのために、この権利を行使することを選択する被収容者はほとんどいなかった。

逮捕手続及び被勾留者の取扱い

法律では逮捕状の発行を義務付けているが、警察は必ずしもこの規定に従っているわけではなかった。また法律では、被収容者は 48 時間以内に起訴されなければならない、裁判官の許可があれば一度だけ延長できるとも規定している。多くの被収容者は、起訴されるまでにこの規定よりも長期間にわたって勾留されていた。当局はほとんどの収監者を、裁判を受けさせることなく無期限に 3 つの主要な刑務所に収容していた。国の安全保障に関わる事案では、法律により、勾留期間を 96 時間まで延長することが認められており、この期間はさらに一度だけ延長することができる。

法律では、午後 9 時から午前 6 時までの間は自宅で容疑者の逮捕は禁止されているが、その禁止時間帯にも逮捕は行われていた。起訴後、被告人は上訴期間も含めて結審するまで勾留される場合がある。当局は、被告人に弁護人を雇う権利を与える法規定を日常的に無視しており、また貧しい被告人に国選弁護人をつけることもしていなかった。

保釈は、当該裁判を管轄する治安判事の裁量に委ねられている。法律では、被収容者が家族と速やかに面会することを認めているが、時としてこうした面会が拒否されたり、或いは家族が収容施設の看守に賄賂を払うまで制限されたりしていた（第 1 節 c 項を参照）。

恣意的な逮捕：多くの逮捕が、令状なしで、且つ法律で規定されたその他の適正手続きに違反して行われていた。警察は、野党の党員を恣意的に逮捕して勾留していた。また当局は、血縁者に嫌疑がかけられている犯罪で、その家族までも逮捕していた。

2019 年 5 月には、弁護士団が、3 週間以上にわたって警察署に勾留されていたビジネスマンのママドゥ・アリモウ・バリー (Mamadou Alimou Barry) の恣意的逮捕を非難した。当人の弁護人によれば、バリーには犯罪の嫌疑はかけられていないということであった。

公判前勾留：収監者の問題に取り組んでいる NGO によれば、2016 年の司法部門の改革

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

によって、起訴前勾留期間が 65%短縮されたという。こうした前進にもかかわらず、起訴前勾留者は CCP の総収容者数の 67%を占めていた。

この改革によって多くの司法責任が下級裁判所に委譲され、その結果として審理対象となる事案件数が増加した。さらに、司法省は起訴前事案の再審査を指示し、それによってより多くの収監者が釈放されることとなった。2019 年 9 月に当局は、刑務所の過密状態の緩和を目的として 28 人の執行裁判官を任命した。

e. 公正な公判の否定

憲法及び法律では独立した司法を規定しているが、司法制度は資金不足に陥っており、また汚職にも悩まされていた。予算不足、適格な弁護士及び治安判事の不足、時代遅れで制限的な刑法、身内びいき及び民族的偏見によって、司法の有効性が制限されていた。家庭裁判所命令が執行されないことがしばしばあった。例えば、裁判所から釈放命令が出された収監者の一部は、看守に「出所料」を払えなかったために勾留されたままとなっていた。その一方で、政界にコネのある犯罪者はしばしば起訴を免れていた。

司法の腐敗を警戒している、或いは他に選択肢がない多くの一般市民は、村や都市近郊レベルでの伝統的な司法制度を頼りにしていた。訴訟当事者は、村長、近隣地域の指導者又は「賢者」評議会に自らの民事訴訟を提起していた。公式と非公式の司法制度の境界線は曖昧で、当局は時として、全当事者による遵守を確実なものにするために、公式の制度から伝統的な制度へと訴訟事案を付託することがあった。同様に、伝統的な制度では全当事者が納得するような解決にまで至らなかった訴訟事案が、司法判断を仰ぐために公式の制度に付託されることもあり得た。伝統的な制度では、女性から提出された証拠は軽視されていた。

裁判手続き

裁判は公開制で、被告人には出廷する権利と適時に弁護人に助言を求める権利がある。検察当局は、証言やその他の証拠を含めた事件簿を作成し、その写しを被告側に提供する。被告人には、検察側の証人に対抗して反対尋問を行う権利と、自分のために証言や証拠を提示する権利がある。法律では、被告人の推定無罪、裁判官の独立性、法の前での市民の平等性、被告人が弁護人をつける権利（ただし重大事件においてのみ）及び判決を上訴する権利を規定しているが、こうした権利規定は必ずしも守られていなかった。

当局は、被告人に罪状を伝えなければならない。被告には、必要に応じて通訳から無償

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

支援を受ける権利が付与されている。当局は、48 時間以内に被告人を起訴するか、さもないと釈放しなければならないが、当局は必ずしもこの要件を守っていなかった。被告人には、一般に抗弁の準備をするための十分な時間はあったが、弁護人を利用する機会といった資源が不足していた。大半の事案は、決して審理に付されることはなかった。

政府は、重大な刑事事件では法的弁護の費用を賄う責任を負っていたが、政府がこの目的で資金を支出することはめったになかった。被告側の弁護人には報酬が支払われないことが頻繁にあった。当局は、被収容者の弁護人が自らの依頼人に接見することを認めていたが、看守又は憲兵の立ち合いの下という条件がつけられることが多かった。法律では、被告には罪の証言や自白を強要されない権利があると規定しているが、収容施設における拷問やその他の苛酷な処遇及び環境によって、この保護条項は無効化していた。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政府は、理由もなく人々の逮捕や召喚を行い、その後すぐに釈放していた。市民社会では、この行動を「政治的威嚇」と呼んでいた。計画的抗議活動に先立つ 2019 年 10 月に、政府はその主催者のうちの 8 人を逮捕し、平和と公的秩序を乱した罪で告発した。2019 年 4 月には、野党の党首が国民議会での座り込み抗議を計画した。警察はその党首を逮捕して、公的秩序を乱した罪で告発した。党首はのちに釈放された。政府は、赤十字国際委員会がそうした人々に定期的に面会することを許可していた。

2017 年に最高裁判所は、2011 年の大統領官邸への攻撃における共謀罪で、ファトゥ・バディアール (Fatou Badiar) に懲役 15 年、アルファ・ウマル・ボッファ・ディアロ (Alpha Oumar Boffa Diallo) 司令官に終身刑を宣告した 2013 年の高等裁判所の判決を覆した。ファトゥ・バディアールは、最高裁判所が当該裁判における高等裁判所の判決を覆したのち、大統領恩赦を通じて当年中に釈放された。当該裁判に関与しているその他の 2 人の被告人は、引き続き国に勾留されたまま自分たちの審理を待っていた。

民事上の訴訟手続き及び救済方法

法律では、人権侵害に対して損害賠償を求める訴訟を含め、民事問題における訴訟手続きについて規定している。訴訟手続きは、独立性や公平性に欠けていることが多かった。賄賂や政治的及び社会的地位が、しばしば判決に影響を及ぼしていた。治安部隊員を告訴することに対する社会不安や、司法の力量や公平性に対する不信感などの理由から、人権侵害に対して損害賠償を求める訴訟はほとんど見られなかった。家庭裁判所命令は執行されないことが多かった。2012 年、2013 年及び 2014 年に、拷問に対する不服申し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

立てから無期限勾留に至るまでの種々の事案について、民間人に代わって訴訟を起こした NGO の主張によれば、それらの訴訟案件の審理はまだ行われていないということであった。NGO は、西アフリカ諸国経済共同体司法裁判所（Economic Community of West African States Court of Justice）に不服申し立てを提起するという方法を取るようになった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は違法な干渉

憲法及び法律ではこうした行為を禁止しているが、報告によれば、警察はそれが自らの個人的利益にかなう場合などに、犯罪容疑者の追跡において法的手続きを無視していた。当局は時として、容疑者を自宅から連れ出してその所持品を盗み、それらの返却と引き換えに賄賂を要求することがあった。

政府は依然として、血縁者に嫌疑がかけられている犯罪でその家族まで処罰していた。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論の自由を規定しているが、政府が報道の自由を制限しようとしているという報告が複数あった。

オンライン・メディアを含む報道の自由：独立系及び野党系メディアが精力的に活動していて、全般的に幅広い見解を表明していた。活字メディアの利用範囲は限定的であった。ラジオは依然として一般市民にとって最も重要な情報源となっており、国内全域で多数の民間放送局が放送を行っている。FM ラジオ局の視聴者参加番組が人気を博していて、国民はこれを通じて政府への様々な不満を表明することができていた。オンラインニュースサイトの増加は、多様な見解に対する要求の高まりを反映していた。とはいえ、政府や与党に対する反抗的主張や批判は、営業停止、罰金、逮捕といった政府からの報復を招く恐れがあった。2019 年中に、政府批判に対する嫌がらせと思われる理由でジャーナリストが逮捕された事例が 7 件あった。

暴力と嫌がらせ：政府職員によるジャーナリストへの身体的攻撃、嫌がらせ及び脅迫の報告があった。

2019 年 3 月 26 日に、オンライン刊行物「コナクリ・ライブ（Conakry Live）」の責任者

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を務めるジャーナリストのランサナ・カマラ (Lansana Camara) が、中傷したママディ・トゥーレ (Mamadi Toure) 外務大臣による告発を受けて逮捕された。この告発は、外務省の燃料購入管理における着服の可能性について取り上げた、カマラの記事に端を発したものである。カマラは、大統領府の職員がこの逮捕を問題視し、ジャーナリストが逮捕を非難するデモ行進を主催したのち、2019 年 4 月 1 日に釈放された。カマラは司法部の監視下に置かれ、その行動範囲がコナクリだけに制限された。2019 年 9 月 15 日現在、カマラは依然として司法部の監視下に置かれたままとなっていた。

検閲又は内容の制限：政府は、政府職員やその行動を批判する報道を行った報道機関及びジャーナリストを処罰していた。

一部のジャーナリストは、政府職員が自分たちの報道の論調に影響を及ぼそうとしていることを非難した。

2018 年 11 月に、通信最高機関 (Communications High Authority) は、ラジオ・フランス・アンテルナショナル (Radio France International) 及びフランス通信社 (Agence France Presse) の特派員ムクタル・バー (Mouctar Bah) の認可を、2019 年 2 月まで停止した。バーは 2019 年 5 月に新たな報道認可を受けた。

名誉棄損法：国家元首の文書誹毀、口頭誹毀及び虚偽報道には重い罰金が科せられる。政府職員はこの法律を利用して、野党指導者やジャーナリストに嫌がらせを行っていた。2019 年中に、6 人のジャーナリストが逮捕されて名誉棄損罪で告発された。ジャーナリストたちは、名誉棄損訴訟は異論を封じようと政府に批判的な人々を標的にしていると主張していた。

国家安全保障：当局は、サイバーセキュリティ法を利用して、政府やその職員に批判的なジャーナリストや報道機関幹部を処罰していた。

リンクス・プレス・グループ (Lynx Press Group) の創設者で CEO のスレイマン・ディアロ (Souleymane Diallo) と、リンクス FM ラジオ (Lynx FM Radio) のゼネラルマネージャーのブバカル・アルグハッシモウ・ディアロ (Boubacar Alghassimou Diallo) は、リンクス FM ラジオの番組である有名コメンテーターのコメントが原因で司法部の監視下に置かれ、その行動範囲がコナクリだけに制限された。政府職員は、サイバーセキュリティ法を引き合いに出して自分たちの行動を正当化した。この司法部の監視は、ジャーナリスト及び報道協会が主催した抗議活動を受けて解除された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスの制限や遮断、或いはオンラインコンテンツの検閲は行っておらず、政府が適切な法的権限なしで個人的なオンライン通信を監視しているという信憑性の高い報告はなかった。とはいえ、政府はソーシャルメディアプラットフォームを監視し、異なる調査に関する情報の投稿や共有に対しては、サイバーセキュリティ法を利用してジャーナリストを処罰していた。

学問の自由と文化行事

学問の自由や文化行事に対する政府の制約はなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

憲法では平和的集会及び結社の自由を規定しているが、報告によれば、政府は民衆の抗議活動を妨害しているということであった。

平和的集会の自由：憲法では平和的集会の自由を規定しているが、政府はこの権利を制限していた。法律では、民族的又は人種的性格を持つ会合や「国家統一を脅かす性質の」集会は、いかなるものも禁止している。政府は、公の集会については、72 営業時間前までの事前通知を義務付けている。法律では、公的秩序に脅威をもたらすと考えられる場合は、デモや集会を禁止することを地元当局に認めている。また当局は、暴力や器物損壊が発生した場合には、イベント主催者に刑事責任を負わせることもできる。

政府は、自由に平和的集会を行う権利を尊重していなかった。2018 年 7 月に、政府は政治的抗議活動に対する全面禁止策を実施したが、そうした禁止策が行われているかどうかに関して矛盾する報告もあった。

2019 年 7 月に、2 つの人権団体が、最高裁判所でデモの禁止に対して異議を申し立てた。当該政策の撤回要求の中で、弁護団は、この禁止は憲法、刑法及び地方自治体法に違反していると明言した。2019 年末の時点で、この裁判は依然として最高裁判所で係争中のままであった。

2013 年及び 2015 年の政治的合意において、50 人を超える死者を出す結果となった 2012 年と 2013 年の政治的暴力に関する調査、加害者の処罰及び被害者への補償が約束された。政府は、こうした約束に対する公的行動を一切起こしていなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

結社の自由：憲法では結社の自由を規定しているが、当局は一部の NGO の認可を停止すると脅していた。公的、社会的、文化的、宗教的又は政治的な結社に対する公認を得るための要件は厄介なものではなかったが、時として官僚的な遅れが登録の妨げとなることがあった。

領土管理大臣が、地元 NGO が法律に違反して政治活動に携わっていることを非難して、いくつかの組織の認可を取り消すと脅していた。

c. 信教の自由

米務省の *世界の信教の自由の報告書* (<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>) を参照。

d. 移動の自由

憲法及び法律では、国内移動、海外渡航、海外移住及び本国帰還の自由を規定しており、政府は概ねこれらの権利を尊重していた。しかし、警察や治安部隊は、依然として金銭を強奪するためにバリケードを築いて通行者を拘束し、通行者の自由な移動を妨げてそれらの人々の安全を脅かしていた。

国内の移動：政府は、18 歳より上の全ての国民に国民身分証明書の携行を義務付けており、国民は検問所で要求に応じてそれを提示しなければならなかった。

2012 年に政府は、幹線道路上の全てのバリケードの撤去を発表したが、国境沿い及びコナクリ州内の特定の戦略的ルート上にある検問所は維持すると明言した。しかし、警察や憲兵は、首都及び国内全域に無作為に検問所を設置して、日常的に運転者に「通行料」又はその他の違法な料金の支払いを要求していた。警察や憲兵は、時々これらの検問所で通行者の所持品を略奪したり通行者を殴打したりしており、また時には殺害すると脅すこともあった。

c. 国内避難民

2019 年 2 月から 5 月までの間に、政府はコナクリ州の 4 つの地域から強制的に住民を立ち退かせた。政府は、それらの住民たちは何年も前から複数の省庁の移転先として予定されていた土地の不法占拠者であると主張した。推定 2,500 棟の建物が取り壊されて、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

20,000 人の住民が強制退去させられた。申し立てによれば、その中の一部の住民は、いくつかの区画の土地に対する法的所有権を持っていたということである。

f. 難民の保護

ギニアは、コートジボワール、リベリア、シエラレオネなどの近隣諸国からの難民を受け入れていた。2019 年 6 月の時点で、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は 4,433 人の援助対象者を記録しており、そのうちの 3,627 人はコートジボワール人難民であった。UNHCR は、難民の子どもたちに医療及び教育支援を提供することにより、コナクリ州とマセンタ（Macenta）県のコウアンカン（Kouankan）キャンプの極度に脆弱な難民たちに、引き続き保護と限られた支援を提供していた。UNHCR と政府は、国家難民統合監視委員会（National Commission for the Integration and Monitoring of Refugees）を通じて難民の現地統合戦略に取り組むとともに、自発的な本国帰還を促すための組織的運動を行っていた。UNHCR はコートジボワール政府と協力して、コートジボワール人難民に母国への帰還を促していた。

移民、難民及び無国籍者の虐待: 政府は UNHCR 及びその他の人道支援組織と協力して、難民、無国籍者、亡命希望者及びその他の援助対象者に保護と支援を提供していた。2018 年 10 月の法律によって亡命又は難民資格の付与が規定され、政府は難民に保護を提供するためのシステムを確立している。

g. 無国籍者

事実上の無国籍者が数百人いて、そのほとんどはシエラレオネ出身であった。それらの人々は、ギニアの市民権を得るための基準のいずれも満たしていなかった。UNHCR によれば、それらの難民は、本国帰還と現地統合のいずれも要求していないということである。

第 3 節 政治的プロセスに参加する自由

憲法及び法律では、国民が、平等な普通選挙権に基づいて無記名投票で行われる自由且つ公正な定期的選挙において、自らの政府を選ぶことができると規定している。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙: ギニアで最後に選挙が行われたのは、2013 年の議会選挙であった。不正の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

申し立てもあったが、この選挙は概ね自由且つ公正であったとみなされた。次の議会選挙は 2018 年末に行われることになっていたが、無期限に延期されている。

2015 年に、アルファ・コンデ大統領が 58% の得票率で再選を果たした。不正の申し立てもあったが、この選挙は概ね自由且つ公正であったとみなされた。

2018 年 2 月に、再三にわたって延期されてきた地方議会選挙が実施された。不正の申し立てもあったが、この選挙は概ね自由且つ公正であったとみなされた。

政党及び政治参加：登録要件以外には、政党の結成に対する公的な制約はなかった。政党は、単一の地域や民族を代表するものであってはならない。新たな政党からの認定申請に対する政府の対応は緩慢であった。自由民主主義運動（Liberal Democratic Movement : MoDeL）は、2018 年の夏に認定申請書類を提出した。しかし 2019 年 9 月の時点で、MoDeL はまだ政府からの正式な返答を受け取っていなかった。このプロセスは、通常は 3 カ月で済むはずである。認定がなければ、当該政党は選挙に参加することができない。

女性及びマイノリティーの参加：女性や少数民族の政治プロセスへの参加を制限する法律はない。しかし監視団の指摘によれば、影響力のある政治的地位や政府要職に占める女性の割合の低さからも明らかなように、女性の政治参加には文化的制約があるということだった。総勢 34 人の閣僚のうち、女性閣僚は 4 人であった。また 114 人の議員で構成される国民議会の中で、代議員を務めている女性は 25 人であった。選挙法では、国民議会の議席を争ういかなる政党も、立候補者の少なくとも 30% は女性とすることを義務付けているが、憲法裁判所はこの法律を差別的であると裁定した。2019 年 5 月に国民議会は、選挙人名簿に記載される立候補者の 50% は女性でなければならないと定める、同数性に関する法律を採択した。この法律は、国政選挙や地方選挙はもとより、公的機関の職位をめぐる選挙にも適用される。

第 4 節 政府内の腐敗と透明性欠如

処罰を免れている公務員の腐敗行為の申し立てが複数あった。申し立てによれば、公務員が公的資金を、私的用途や、或いは政府職員用としての高級車の購入といった規則に反する公的用途に流用しているとのことであった。土地の売却や事業契約は、概して透明性に欠けていた。

汚職：治安部隊による汚職が蔓延していた。警察や憲兵は、法的手続きを無視して、バ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

リケード、刑務所内及び収容施設内で一般市民から金銭を強奪していた。政府は路上検問所の数を削減したが、業者、小規模事業者、運転手及び乗客は、依然として通過するために賄賂を支払わなければならなかった。視察団の指摘によれば、収監者は便宜を図ってもらう見返りに看守に金銭を渡しているとのことであった。

2019 年 4 月には、通信省（Ministry of Communications）ギニア宣伝事務局（Guinean Advertising Office）のゼネラルマネージャーと行財政マネージャーが、400 億 GNF（約 430 万ドル）近い横領で有罪判決を受けた。裁判所はこの 2 人に対して懲役 5 年の刑を言い渡した。またそれぞれに対して、横領金の返済、それぞれ 5,000 万 GNF（約 5,430 ドル）の罰金の支払い、及び 2 人合わせて 90 億 GNF（約 980,000 ドル）の損害賠償金の支払いも命じられた。

実業界のリーダーたちは、規制上の手順が不透明で、それが汚職を助長していると断言した。

資産公開：公務員は、資産公開に関する法律の対象になっていない。公務員には非公開資産明細書の提出が義務付けられているが、この要件は普遍的に尊重されてはいなかった。選挙法では、国民議会の議員及び立候補者に対して、特定のタイプの金融活動を禁じている。議員及び立候補者は、外国政府、国の管理下にある企業の CEO、CEO 代理又は社長、或いは国の管理下にある若しくは国からの補助金やその他の給付金に依存している企業の株主からは、金銭を受け取ってはならない。こうした規則があるにもかかわらず、国民議会の一部の議員は国庫歳入を使って、国民の授業料を財源とする学校を運営するなど、自らのビジネスを支えていた。当局は、与党を支持しなければ国からの補助金を削減すると言って、国民議会の一部の議員を脅していた。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外のいくつかの人権擁護団体は、人権侵害を監視して、それに関する情報を拡散しようとしていた。それらの NGO は、全般的に政府から制約を受けることなく活動していた。NGO には、3 年毎に政府の許可証を更新することが義務付けられている。

政府の人権組織：2015 年の大統領選挙後の政府再編により、人権・公衆の自由省（Ministry of Human Rights and Public Freedoms）は解体された。2014 年に政府は、人権意識を促進するとともに処罰免除と闘うために INIDH を創設した。同機関は、法律で規定されているのとは違う方法で設置されたため、設置当初から議論の的になっていた。同機関は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

信頼を確立するための努力を続けていた。

独立以降に行われてきた人権侵害に関する和解を促進するために 2011 年に創設された国民和解のための暫定委員会（Provisional Commission for National Reconciliation）は、2016 年に最終報告書を発表した。報告書では、政府が永遠の真実・和解委員会を創設することが提言された。しかし 2019 年末の時点では、この委員会の創設に向けた進展はほとんどなかった。INIDH によれば、特別専門委員会が、前述の委員会のメンバーとなる人々のプロフィール、権能及び資格を規定するための法律を起草しているということであった。

第 6 節 差別，社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦及び家庭内暴力を刑事罰の対象としているが、どちらも頻繁に発生しており、当局が加害者を訴追することはめったになかった。法律では、配偶者による強姦については規定していない。強姦罪には 5 年以上 20 年以下の懲役刑が科せられる。しかし被害者は、慣習、不名誉や報復に対する恐怖及び捜査に当たる警察官や憲兵の協力の欠如のために、犯罪被害を警察に届け出るのを拒否することが多かった。また調査では、警察から捜査に対して金銭の支払いを要求されるのを恐れていることも、被害者が犯罪被害の届け出を躊躇する理由となっていることが示唆されていた。

当局は、2 年以上 5 年以下の懲役刑と、50,000 GNF 以上 300,000 GNF 以下（約 5.40 ドル以上 33 ドル以下）の罰金刑が科せられる一般的な暴行事件として起訴する場合がある。女性にけがを負わせた暴力には、5 年以下の懲役刑と 30,000 GNF（約 3.30 ドル）以下の罰金刑が科せられる。そのけがが原因で手足等の切断やその他の身体の一部の損失に至った場合には、加害者に対して 20 年の懲役刑が科せられ、被害者が死亡した場合には終身刑が科せられる。暴行は民法の下で離婚の理由になるが、警察が家庭内紛争に介入することはめったになく、また裁判所が加害者を処罰することもめったになかった。

女性性器切除 (FGM/C)：法律では FGM/C を禁じているが、ギニアではそれが極めて幅広く行われていた。2018 年のユニセフの調査によれば、15 歳から 49 歳までの女性及び女兒の 94.5%がこの処置を受けており、この慣行は国内全域並びに全ての宗教団体及び民族集団の間で行われていた。6 歳から 14 歳までの女兒に対する FGM/C の実施率は、2015 年以降 6%低下していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律では、処置後 40 日以内に被害者が死亡した場合は、最高で終身刑又は死刑が科せられると規定している。児童法では、重傷を負わせたり死に至らしめたりしなかった加害者に対しては、3 カ月以上 2 年以下の懲役刑と 300,000 GNF 以上 100 万 GNF 以下（約 33 ドル以上 109 ドル以下）の罰金刑を規定している。児童法では、被害者が重傷を負ったり死亡したりした場合には、5 年以上 20 年以下の懲役刑と 300 万 GNF（約 326 ドル）以下の罰金刑が科せられると規定している。

政府は引き続き NGO 及び青年団体と協力して、FGM/C の根絶と、この慣行の危険性に関する医療従事者、公務員及びコミュニティの啓発に取り組んでいた。60 を超える医療施設が、FGM/C の防止を、出生前診療、新生児診療及び予防接種サービスと統合していた。医学的に熟練したスタッフが、より衛生的な条件の下で FGM/C を行う傾向は継続していた。この慣行の「医療化」によって、この処置による健康への悪影響の一部は軽減しているかもしれないが、健康上のリスクが全て排除されたわけではなく、またこの慣行の廃止に向けた効果的且つ長期的な解決策の策定が遅れることにもなった。

報告によれば、FGM/C の根絶に向けた取り組みによって、100 件の切除事案が未然に回避され、また 50 人が逮捕されて 16 人が有罪判決を受ける結果となった。ユニセフによれば、まだ割礼を受けていない 14 歳未満の女兒 11,190 人が、NGO の保護によって恩恵を受けたということである。またユニセフは、地元住民をこの問題に敏感にさせるために、40 のコミュニティで FGM/C に関するコミュニティ対話も実施した。

セクシャルハラスメント：労働法では、セクシャルハラスメントを含め、職場におけるあらゆる形態の嫌がらせを禁じており、憲法では、性別、人種、民族、政治的意見又はその他の理由に基づく嫌がらせを禁じている。頻発しているにもかかわらず、労働省（Ministry of Labor）の文書にはいかなるセクシャルハラスメント事案も記録されていなかった。刑法では、セクシャルハラスメントを有罪と定めている。刑罰は、嫌がらせの重大性に応じて、3 カ月以上 2 年以下の懲役刑と、500,000 GNF（約 54 ドル）以上 200 万 GNF（約 217 ドル）以下の罰金刑と定められている。

人口抑制における強要：強制的な妊娠中絶や不本意な不妊手術の報告はなかった。

差別：法律では、相続、財産、雇用、信用、離婚などにおいて、女性に男性と同じ法的地位や権利があるとは規定していない。労働法では雇用における性差別を禁じている。伝統的慣例では従来より女性を差別していて、時にはそうした慣例が法律に優先することもあり、とりわけ農村地域ではその傾向が強く見られた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府職員は、一夫多妻が一般的であることを認めていた。離婚に関する法律では、一般に親権の付与や共有財産の分与において男性に優位性を与えている。イスラム教の戒律及び慣習法に従って、女性による法的証言は男性による証言よりも軽視される。

2019 年 5 月 9 日に国民議会は、一夫多妻を法的に認める新たな民法を採択した。しかし 2019 年 10 月の時点で、大統領はまだこの法律を発効させる署名をしていなかった。アルファ・コンデ大統領は、一夫多妻を法的に認めようとする旧法に票を投じた。

子ども

出生登録：子どもは、国内での出生、婚姻、帰化又は世襲によって市民権を取得する。当局は、出生証明書のない子どもの就学や保健医療の利用を認めていなかった。

教育：政府の政策により、16 歳以下の子どもたちは全員、無償の初等義務教育を受けることになっている。女兒も男児も平等に、あらゆるレベルの初等及び中等教育を受けられるようになっていたが、初等教育の男児の就学率が 66%であるのに対して、女兒の就学率はおよそ 56%であった。政府の示した数字では、中等教育の就学率は男児が 21%であるのに対して、女兒は 11%となっていた。

児童虐待：児童虐待が問題となっていて、法執行機関及び NGO は引き続き事案を文書に記録していた。児童虐待は路上で公然と行われていたが、ほとんどの事案は家族に無視されていたか、或いはコミュニティレベルで対処されていた。

早期結婚及び強制結婚：結婚の法定年齢は女子が 17 歳で男子が 18 歳であるが、伝統的慣習では 14 歳という若さでの結婚が認められている。早婚は依然として問題となっていた。

ユニセフによれば、2017 年には女兒全体の 19%が 15 歳までに結婚し、51%が 18 歳までに結婚していた。ギニア政府は、2030 年までに児童婚、早期結婚及び強制結婚を廃絶すると約束している。

児童の性的搾取：法律では、営利目的での児童の性的搾取を含むあらゆる形態の児童売買に対して、5 年以上 10 年以下の懲役か罰金、又はその両方の刑罰を規定している。合意の上での性交渉の最低年齢は 15 歳である。15 歳未満の子どもと性交渉をした者には、3 年以上 10 年以下の懲役刑と 200 万 GNF（約 217 ドル）以下の罰金刑が科せられ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る。また法律では児童ポルノも禁止している。しかしこれらの法律は規則どおりに執行されておらず、強姦を含む児童への性的暴行は深刻な問題となっていた。11 歳から 15 歳までの女兒が最も被害を受けやすく、その数は強姦被害者全体の半数を上回っていた。

児童難民：公式の統計データは入手できなかったが、とりわけ都市部を中心に大勢の子どもたちが路上で生活していた。子どもたちは、モスク、路上及び市場で頻繁に物乞いをしていた。

施設に収容された児童：ギニアには、非常に多くの登録及び未登録孤児院があった。社会行動及び女性と子どもの地位向上省（Ministry of Social Action and the Promotion of Women and Children）によれば、2017 年には 49 の登録孤児院に 4,822 人の子どもたちが保護されていた。これが入手可能な最新の統計データであった。孤児院での虐待については、時々新聞報道を目にすることがあったが、信頼できる統計データは入手できなかった。当局は、エボラウイルスで家族を亡くした何人かの子どもたちを施設に収容していた。

国際的な子の奪取：ギニアは 1980 年ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を締結していない。国際的な親による子の奪取に関する国務省年次報告書（<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>）を参照。

反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティは極めて小規模で、反ユダヤ的行動の報告はなかった。

人身売買

国務省の人身売買に関する報告書（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）を参照。

障害者

法律では、教育、航空機やその他の交通機関での移動、保健医療の利用機会或いはその他の公共サービスの提供における、身体的、知覚的、知的及び精神的障害者に対する差別を禁止していない。一方で労働法では、雇用における障害者の差別を禁止している。この法律では、障害者のアクセシビリティについては義務付けておらず、建物や交通機

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

関は依然として障害者にはアクセス困難なままとなっていた。社会行動及び女性と子どももの地位向上省は、障害者の権利の保護に対して責任を負っているが、役に立っていなかった。政府は、障害児を普通学校に入れるための支援を一切提供していなかった。2018年7月に、コンデ大統領は、障害者の保護に向けた新たな法律を公布した。この法律は、2008年国連障害者権利条約(2008 UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities)に由来するものである。法律の条項では、普通学校や専門学校への入学機会や公共交通機関の利用機会といった障害者の権利について説明している。当年末時点で、政府はこの法律の規定を実施していた。

国籍／人種／少数民族

ギニアの人口は多様性に富んでいて、3つの主要な言語集団といくつかのそれよりも小規模な言語集団が存在していた。法律では人種差別や民族差別を禁止しているが、民間企業の雇用において、全ての主要民族集団のメンバーを相手取った差別の申し立てが発生していた。政治運動の際には、都市近郊の民族的分離や民族的対立を煽る発言がごく普通に行われていた。

性的指向や性同一性に基づく暴力行為、差別、その他の虐待

法律では、合意に基づく同性間の性行為は刑事罰の対象としていて、違反者には懲役3年の刑が科せられると定めているが、これに基づく起訴事案は確認できなかった。治安省の一部である女性・子ども・倫理保護局（Office for the Protection of Women, Children, and Morals : OPROGEM）には、同性間の性行為を含む倫理違反の調査を行うための部門が設置されている。差別禁止に関する法律は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）の人々には適用されない。

合意に基づく同性間の性行為に対しては、根深い宗教的及び文化的なタブーが存在していた。性的指向や性同一性に基づく差別についての政府やNGOの報告はなかったが、おそらく社会的な名誉への恐れが、被害者による虐待や嫌がらせの報告を妨げていたものと思われる。公然と活動しているLGBTI組織はなかったが、いくつかの組織が、HIV／エイズに関する認識の向上と、脆弱なコミュニティにおける人権侵害の防止に取り組んでいた。

2019年8月に、当局は高地ギニア（Upper Guinea）のカンカン（Kankan）で、ゲイの容疑で2人を逮捕した。その2人は2019年末の時点でまだ勾留されたままとなっていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

HIV／エイズへの社会的偏見

HIV 感染者を不名誉から保護するための法律は存在しているが、政府は、HIV／エイズ感染者に対する差別との闘いに関しては、資金援助団体の取り組みに頼っていた。政府の取り組みは、医療提供者に対する給与の支払いのみに限定されていた。不名誉を被る被害者の大半は、夫がエイズで死亡した後に家族から見捨てられた女性であった。

その他の社会的な暴力又は差別

とりわけ森林地帯を中心に、白皮症（アルビノ）罹患者に対する差別が行われていた。被害者については依然として憶測の域を出なかった。白皮症罹患者の権利擁護 NGO は、白皮症罹患者への差別や暴力に関する認識を向上させる取り組みを続けていた。

処罰免除や司法制度に対する一般市民の信頼の欠如により、集団暴力が依然として全国規模で問題となっていた。2019 年 7 月には、ヌゼレコーレ（N' Zerekore）のとある地域で、群衆が窃盗犯と思しき青年を撲殺した。伝えられるところによれば、その青年は高齢女性の財布をひったくろうとし、女性が大声で助けを求めたということであった。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律では、労働者が独立した組合を結成したりそれに加入したりする権利、ストライキに参加する権利及び団体交渉を行う権利を規定しているが、一方でそれらの権利の自由な行使に対して制約も設けている。2016 年に採択された労働法では、労働組合に対して、ストライキを実施するためには、当該組合が代表していると主張する企業、地域又は業界の労働者の 20% の支持を得ることを義務付けている。この法律では、ストライキを実施する場合にはその 10 日前までに労働省に通知することを組合に義務付けているが、怠業は通知なしで行うことを認めている。ストライキは、労働に関係する問題に対してのみ許可されており、こうした許可の対象は、政府職員、軍の兵員或いは臨時政府職員には及ばない。これらのカテゴリーにはストライキを行う法的権利はない。ストライキを行う権利がないにもかかわらず、公立学校の教員、港湾労働者及びその他の公務員がストライキを決行していた。

労働法では、労働組合幹部を反労組的差別から保護している。同法では、雇用主が、従業員の雇用、解雇及び処遇に関する決定において、組合員であることや組合活動を考慮

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に入れることを禁じている。また同法では、労働に関するいかなる決定についても 30 日以内であれば訴え出ることも労働者に認めており、さらに組合活動を理由に解雇された従業員の復職についても規定している。

労働省内の労働査察官室（Office of the Inspector-General of Work）は、法律の規定に従って、合意に基づく仲裁を管理している。雇用主は、とりわけ「必須業務」においては、しばしば拘束力のある仲裁を強要していた。

様々な労働法違反に対する刑罰は、罰金刑から懲役刑にまで及んでいた。刑法における労働法違反には、強制労働、不法就労者の密入国、組合会合の妨害などが含まれている。また刑法では、労働犯罪についても規定していて、国益を損ねたり企業秘密を盗んだりした労働者及び雇用主に対する罰則を設けている。刑罰は、違反を抑止するには不十分なものであった。

政府は、適用される法律を実質的に施行していなかった。法令遵守を確実なものにするには資源も検査も不十分で、また刑罰は執行されていなかった。行政及び司法手続きの遅延に関する情報は入手できなかった。

労働者団体は、総じて政府や政党の干渉とは無関係に活動していた。当局は、必ずしも結社の自由や団体交渉権を尊重しているわけではなかった。

国際労働組合総連合（International Trade Union Confederation）によれば、当局は労働組合に対する取り締まりを強化していて、組合業務を行っている最中に何人かの組合幹部を恣意的に逮捕したという。ギニア教職員・研究者自由労働組合（Free Union of Teachers and Researchers of Guinea）の事務局長と、ギニア一般労働者組合（General Union of Workers of Guinea）の副事務局長のいずれもが逮捕された。港湾労働者組合の事務局長は、組合事務所への警察の手入れの際に拘束され、のちに懲役 13 日と罰金 500,000 GNF（約 54 ドル）の刑に処された。

b. 強制労働の禁止

法律ではいくつかのタイプの強制労働を禁じており、2016 年刑法では債務奴隷を禁止している。ただし、政治的や宗教的な表現に関係する活動を目的とするものを含め、刑務所内での労働は合法とされている。法律で規定している刑罰は、違反を抑止するには不十分なものであった。政府は、この法律を実質的に施行していなかった、又は成人の強制労働に対していかなる有罪判決も得ていなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

報告では、成人の強制労働は農業部門で最も一般的に行われていることが示唆されていた。また児童の強制労働も行われており、報告された人身売買被害者の大半は子どもであった（第7節c項を参照）。

出稼ぎ労働者は、強制労働被害者の中のごく一部を占めるにすぎなかった。

米務省の人身売買報告書（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）も参照。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では、フォーマルセクターにおける児童労働を禁じていて、懲役刑及び結果として生じた利益の没収という刑罰を定めている。法律には、インフォーマルセクターの子どもたちを保護する規定はない。法律では、最悪の形態の児童労働を禁止しておらず、具体的に言うと、16歳という雇用の最低年齢を下回る未成年の就労を認めているのである。特例条項により、12歳で家事労働や農業といった部門における軽作業の見習いとして、また14歳でそれ以外の業務の見習いとして働くことが認められている。しかしこの法律では、児童労働に関する国際基準によって規定されている、軽作業における1週間当たりの労働時間も、また軽作業に従事することが認められる条件についても規定していない。法律では、18歳未満の労働者及び見習いが、連続10時間を超えて、夜間に、又は日曜日に働くことを認めていない。

労働省は、児童の雇用が認められない危険な職業や活動が記載された、時代遅れのリストを保持していたが、それが実施されるのはフォーマルセクターの大企業だけに限定されていた。法律では、農業を含めた関連するあらゆる児童労働部門の危険な職業や活動を禁止していない。刑法の規定では、未成年者が関与している場合には強制労働に対する刑罰が重くなるが、刑罰は国際基準を満たしておらず、またその執行も児童労働違反を抑止するには不十分なものであった。児童法では、法律は条約上の義務を尊重していて、司法制度の下では法律とみなされると規定しているが、政府が施行法を可決しなかったことにより、この法律の有効性は依然として曖昧なままであった。

労働省は児童労働に関する法律の執行に対して責任を負っていて、不定期に検査を行っていた。政府は実質的に法律を執行しておらず、また検査も十分ではなかった。治安省に従属する OPROGEM は、児童売買及び児童労働違反の調査に対して責任を負っている。逮捕した後、警察は全ての情報を司法省に移管する。2012年に治安省は、児童売買

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及び児童労働に明確に重点を置いた新たな部署を設置した。この部署は 30 人のメンバーから成り、2012 年に 5 件、2013 年に 1 件、そして 2014 年の上半期に 4 件の事件を提訴していた。2014 年に裁判所は、セネガルに未成年者 22 人を密売したとして、3 人の人身売買業者に懲役 4 カ月の刑を言い渡した。刑罰は、違反を抑止するには不十分なものであった。

男児は、自給農業、小規模な商業、強制的な物乞い、露店商、靴磨き及び採掘というインフォーマルセクターで働くケースが多かった。女児は、男児よりは人数が少なく、その大半が近隣諸国からの出稼ぎ労働者で、強制的な家事労働に従事させられていた。児童の強制労働は、経済の中の主にカシュー、ココア、コーヒー、金及びダイヤモンド部門で行われていた。5 歳から 16 歳までの大勢の子どもたちが、最低限の報酬とわずかな食糧を得るために、ダイヤモンド鉱山や金山で 1 日に 10 時間から 15 時間も働いていた。児童労働者は、鉱物の採取、運搬及び洗浄を行っていた。子どもたちは極限の状態で働かされ、十分な安全装備を与えられず、水道や電気を利用させてもらえず、また常に病気の脅威に晒されていた。多くの子どもは学校に通っておらず、親に連絡することもできない状況に置かれており、それが強制労働を示唆している場合がある。

国際労働機関（International Labor Organization : ILO）と共同で行われた 2011 年の政府調査によれば、5 歳から 17 歳までの子どもたち全体の 43%が働いており、年齢別で見ると、5 歳から 11 歳までの子どもは 33%、12 歳から 15 歳までは 56%、そして 16 歳から 17 歳までは 61%であった。児童労働者のうちの 93%は、ILO が危険な条件と定義しているところで雇用されており、これはギニアの子どもたち全体の 40%が危険な条件下で働いていることを示唆していた。

多くの親は、子どもの就学期間中は血縁者又はコーラン教師と生活させるために、自分の子どもを送り出していた。受け入れ先の家族はしばしば、そうした子どもたちに家事労働や農業労働を行わせたり、又は路上での水売りや靴磨きをさせたりしていた。一部の子どもたちは強制的に物乞いをさせられていた。カシュー、ココア、コーヒー、ダイヤモンド及び金の生産において、児童労働が行われていることを示す証拠文書があった。

また営利目的での児童の性的搾取も行われていた（第 6 節を参照）。

米 国 労 働 省 の 最 悪 の 形 態 の 児 童 労 働 に 関 す る 調 査 結 果
(<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>)、及び米
国 労 働 省 の 児 童 労 働 又 は 強 制 労 働 に よ っ て 生 産 さ れ た 品 目 リ ス ト
(<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>) も 参 照。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

d. 雇用及び職業に関する差別

労働法には、人種、肌の色、国籍や市民権、社会的出自、性的指向や性同一性、年齢、言語、又は HIV やその他の伝染病への感染に基づく差別に取り組む規定はない。政府は実質的にこの法律を執行していなかった。刑罰は、違反を抑止するには不十分なものであった。

雇用における差別は行われていた。法律では同一労働同一賃金を義務付けているが、同様の仕事に対して女性の方が受け取る賃金が少なかった（第 6 節を参照）。フォーマルセクターの仕事に就ける障害者はほとんどいなかったが、中には小規模な同族会社で働いている障害者も若干いた。しかし多くは路上で物乞いをして生き延びていた。

e. 受入れ可能な労働条件

労働法では、政府が月額最低賃金を設定することを認めており、それは労働省によって施行されることになっている。2013 年に、政府は初めてこの規定を行使して、家事労働者の最低賃金を、世界銀行が定めた貧困水準を下回る金額に設定した。その他の部門に対する最低賃金は設定されなかった。

法律では、通常労働時間は 1 日 10 時間又は週 48 時間を超えてはならないと命じていて、毎週、通常は日曜日に少なくとも連続 24 時間の休息期間を設けるよう義務付けている。全ての給与所得者に、1 労働月当たり少なくとも 2 労働日の割合で累積される、年次有給休暇を取得する法的権利がある。また、法律には時間外賃金及び夜間賃金に関する規定もあり、それらは通常賃金の一定割増額とされている。法律では、強制時間外労働は年間で最大 100 時間までと規定している。

法律には、労働安全衛生に関する一般規定が盛り込まれているが、政府は一連の実用的な職場の安全衛生基準を確立していなかった。さらに政府は、労働法で求められている特定の職業又は特定の作業方法に対する適切な安全要件を明確にする、いかなる命令も発出していなかった。外国人や出稼ぎも含めて全ての労働者に、処罰を受けることなく危険な条件下での労働を拒否する権利がある。

政府は実質的に法律を執行していなかった。労働省は労働基準の施行に対して責任を負っており、労働検査官には、労働者の健康にとって有害とみなされる状況にある場合には、直ちに作業を中止させる権限が与えられている。検査及び執行の取り組みは、違反

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を抑止するには不十分なものであった。ILOによれば、検査官は十分な訓練を受けておらず、また利用できる資源も限られているとのことであった。しかし、報告されている被雇用労働検査官の数は、労働に関する法律の遵守を強制するのに十分であった。退職した労働検査官の空席は、埋められないまま放置されていた。検査官には、自らの職務を遂行するためのコンピュータ及び交通手段が不足していた。労働法違反に対する刑罰は、違反を抑止するには不十分なものであった。

当局が労働慣行を監視したり、又は週間労働時間基準や時間外労働規則を施行したりすることはほとんどなかった。教員の賃金は極めて低く、また時として教員には6カ月以上も賃金が支払われないこともあった。未払い給与は支払われておらず、一部の教員は赤貧の生活を送っていた。インフォーマルセクターには、労働者全体の60%から70%が属していると推計された。法律はインフォーマルセクターにも適用されるが、それが執行されることはめったになかった。

賃金、時間外労働及び労働安全衛生基準に対する違反は、あらゆる部門全体にわたって幅広く横行していた。例えば、ギニア北部の職人（小規模）金鉱社会における危険な労働条件の報告があり、検査官の調査によって労働衛生及び労働環境に危険があることが明らかになった。

危険な条件下での労働に対しては法的保護があるにもかかわらず、多くの労働者は報復を恐れて、危険な条件下での労働を拒否する権利を行使していなかった。労災死亡者及び労働災害についてはデータが入手できなかったが、危険な労働条件下での事故は日常的に発生していた。政府は、土砂崩れによる死亡を防ぐために、雨季には危険な金及びその他の採掘を禁止していた。しかし、マリとの国境付近ではそうした慣行が続けられていて、事故が繰り返し発生する結果となっていた。